

行政機関情報公開法の野党修正案への対応等

野党の修正案	対応等
1 目的 「知る権利」の明記 「監視と参加」の明記	「知る権利」は、憲法解釈の問題で、内容が確定していない。 【附帯決議】 「引き続き検討」 政府案は、行政改革委員会意見の趣旨を的確に表現。 ・ 政府案では、憲法上の理念である「国民主権の理念にのっとった」制度であること及び政府の説明責任を明記。
2 対象機関 「特殊法人」を対象に追加	【附則修正】 「本法制定後 2 年を目途として、法制上の措置を講ずる」 独立行政法人等情報公開法を制定、施行済
3 ~ 7 不開示情報	・ 各号の規定は合理性があり、濫用のおそれはない。 【附帯決議】 「開示・不開示の審査基準の策定、不開示決定の際の理由の明記等の措置を講ずる。」(衆・参)
3 個人情報 「公務員」の氏名の公開	・ 公務員には多種多様な職種があり、また、氏名の公開は公務員の私生活等に影響を及ぼしかねないことから、一律に公開することは不適當。慣行として公にされている情報に当たるものは開示。
4 法人情報 「非公開特約」の削除	・ 法人等が非公開扱いを条件に任意で情報を提供している場合、当該情報は基本的に保護すべき(アメリカの情報自由法でも、判例により保護)。ただし、非公開の条件は、常識的に見て合理的な場合に限定。
5 防衛・外交情報 6 捜査・秩序維持情報 「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」の削除 (防衛・外交情報の)「20 年経過後の公開(不開示情報からの除外)」の追加	国の安全等の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあり、高度の政治的判断、専門的技術的判断を要するので、行政機関の長の第一次的判断を尊重すべき。諸外国の例でも、特に慎重な取扱い。 開示・不開示の判断は、行政文書の取得後の経過した期間に関係なく、開示請求のあった時点で行うべき。
7 意思形成過程情報 「意思形成過程情報」の削除	・ 諸外国や条例でも、通例保護。 不開示とする範囲は、法律上明確。
8 手数料 「開示請求に係る手数料」の削除 「公益目的」による減免規定の追加	【本則修正】 「できる限り利用しやすい額とするよう配慮」(第 16 条第 2 項) 【附帯決議】 「実費の範囲内でできる限り利用しやすい金額とする。濫用防止にも配慮」「開示請求に係る手数料相当額を控除」(衆・参) 公益減免を規定することは困難。
9 訴訟の管轄 「地方管轄」の特例の追加	【本則修正】 「特定管轄裁判所にも提起することができる。」(第 36 条)
10 行政文書の管理 「行政文書管理法」の制定の明記	【附帯決議】 「引き続き検討」(参)
11 一定期間後の見直し 3 年後を目途とした見直し条項の追加	【附則修正】 「施行後 4 年を目途として検討」
12 情報公開法の不適用 「刑事記録」への情報公開法適用除外規定の削除	・ 「刑事記録」の取扱いは、刑事司法手続の一環として、刑事訴訟法等により規律されることが適當。 同法において、開示・不開示の要件や手続が完結的に規定。